



文書番号 : THAI/TRDEMARK/News-12/4/Nov/2022

2022年11月4日

タイ税関局が新しい知的財産権記録システム (TCIRs) を開始

2022年(仏暦2565)3月27日付商務省告示において、商標権及び著作権侵害品のタイ王国への輸出入及び通過が禁止されましたが、タイ税関局は「**2022年(仏暦2565)7月27日付税関局告示第106/2565号(商標権及び著作権侵害品に対する輸出入及び通過規制)**」を発売しました。この税関の新しい告示は2022年8月4日に政府官報に掲載され、2022年(仏暦2565)7月29日より有効となっています。その結果、税関職員は、商標権又は著作権を侵害する疑いのある物品が真正品か偽造品かを検査、検討、決定する権限(職権)を有します。

この税関の新たな告示に基づき、新タイ税関知的財産権記録システム(「Thai Customs IPR Recordation System, TCIRs」)が2022年9月に開始されました。その主な目的は、税関職員が商標権及び著作権侵害の疑いのある物品を発見した際に、税関職員の職務をサポートするデータベース及び証拠として、これらの商標権及び著作権情報を使用することを容易にすることです。そのため、税関職員は、侵害の疑いのある商標権又は著作権物品が真正品か偽造品かを遅滞なく検査し、検討し、決定することができます。

この新しい実務について、商標権者及び著作権者は、以下の2つのオプションを選択することができます。

オプション1: TCIRs への商標及び著作権情報の記録

商標権者及び著作権者又はその代理人は、タイ税関局に直接商標権又は著作権の登録情報を記録する申請書を提出することができます。

TCIRs に記録された情報の使用条件:

申請書を受領した日から3年間、または商標及び著作権の保護期間の残存期間(最長3年間)、TCIRs に記録されます。

TCIRs に記録された情報の使用期間は、上記期間満了の30日前までに税関執行部門に延長申請を行うことにより、さらに3年間または商標及び著作権の保護期間の残存期間(最長3年間)延長することができます。

変更の記録(ある場合):

更新された情報がある場合は、できるだけ早く TCIRs に記録することをお勧めします。そうでなければ、税関は既存の情報（最新ではない情報）を使用して対応することになります。

TCIRs に情報が記録された後の税関実務：

TCIRs に情報が記録された後、タイに輸出入された、またはタイを経由した物品が商標権または著作権を侵害していると疑う合理的根拠がある場合、税関職員は疑わしい物品を押収し、(1) 輸入者、輸出者、経由者またはその代理人、(2) 商標権者および著作権者またはその代理人に通知します。

(1) 税関職員が輸入者、輸出者、通過者又はその代理人と連絡が取れない場合、又は (2) 輸入者、輸出者、通過者又はその代理人が (a) 当該商品が侵害品であると認める場合、又は (b) 税関職員から通知を受けた後 3 日以内に当該物品が侵害品ではないことにそれを裏付ける証拠を添付して反論しない場合は、当該物品が侵害品であるとみなされるものとします。その後、担当者は、検査、押収、または逮捕を記録し、税関の訴訟部門に転送し、さらなる措置を取るようになります。

輸入業者、輸出業者、運送業者またはその代理人が、担当官からの通知を受け取ってから 3 日以内に、問題の物品が侵害品でないことを裏付ける証拠を添付して反論した場合、その代理人は、当該物品が侵害品であることを証明することができます。商標権者、著作権者またはその代理人は、(1) 担当官からの通知を受け取ってから 3 日以内に法的手続きの要請とともに確認書を提出するか、(2) 確認書の提出期間の延長（遅くとも 10 日以内）を要求することができます。そうでない場合、担当者は当該物品を放出／解放します。

期間延長を申請した場合、税関長又は税関長は、商標権者及び著作権者又はその代理人に対し、当該延長申請により生じた損害に対する担保金の支払いを命ずることができることにご留意下さい。

オプション 2：検査要請の提出（個々の場合に応じる）

商標権者及び著作権者又はその代理人は、タイを輸出入又は通過する物品が商標権又は著作権を侵害する物品であると疑うに足る合理的な理由がある場合、オプション 1 とは別に、タイ税関局に対し、商標権又は著作権を侵害する疑いのある物品を検査する要請（個々の場合に応じる）を提出することができます。検査官は、検査要請及びその証拠に疑義がない場合、疑義物品を押収し、輸入者、輸出者、通過者又はその代理人に通知します。商標権者、著作権者またはその代理人は、(1) 担当官から通知を受けた後、24 時間以内に当該物品を担当官と共同検査し、(2) 検査プロセス終了後 3 日以内に法的手続きの要求とともに確認書を提出しなければなりません。そうでない場合、係官は当該物品を放出／解放します。

(1) 税関職員が輸入者、輸出者、通過者またはその代理人と連絡が取れない場合、または (2) 輸入者、輸出者、通過者またはその代理人が (a) 当該物品が侵害品であることを認める、または (b) 当該物品が侵害品でないことに反論しない場合、職員から通知を受けた 3 日後に、

当該職員は、検査、押収または逮捕を記録し、今後の措置について税関局訴訟部門に転送します。

*****上記2つのオプションに基づくいかなる行為も、商標権者及び著作権者又はその代理人は、輸出者、輸入者、通過者又はその代理人への申請又は要請に基づく物品の検査における税関職員の善意の行為から生じるいかなる損害にも責任を負うことに留意することが重要です。*****

税関の旧知的財産権システムに記録された情報はすべて取り消されたため、タイで商標権や著作権の侵害問題に関心をお持ちの組織やクライアントの皆様は、TCIRsへの登録商標や著作権情報の記録を検討されることをお勧めします。旧知的財産権システムで税関に情報を記録されたクライアントの皆様は、新タイ税関知的財産権記録システム TCIRsに当該情報を記録することを希望されるかどうか、お知らせ下さい。詳しくは、trademark@siasia.co.th（担当：加藤）までお気軽にお問い合わせください。